



令和7年度

幼児教育・保育無償化について

この案内では、幼児教育・保育無償化に関する手続きや必要な書類等について記載しています。内容をご確認の上、申請してください。

● もくじ ●

1. 無償化の対象となる児童とは？	P	2
2. なにが無償になるの？	P	3
3. 保育の必要性とは？	P	5
4. 無償化の制度を利用するために必要なこと	P	6
5. 預かり保育等の無償化給付費の請求について	P	9
6. Q & A	P	10

● 対象施設等 ●

- ・ 幼稚園（施設型給付）
- ・ 幼稚園（私学助成）
- ・ 認定こども園（幼稚園部分）
- ・ 幼稚園預かり保育事業
- ・ 認可外保育施設
- ・ 企業主導型保育事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ ファミリーサポートセンター事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 児童発達支援施設等（他施設との併用可）

保育幼稚園課 保育幼稚園担当



寒川町

1. 無償化の対象となる児童とは？

①幼稚園（施設型給付・私学助成）、認定こども園（幼稚園部分）

満3歳～5歳児が対象となります。

※保育所等は3歳になってから来る最初の4月から無償化の対象ですが、幼稚園については入園できる時期に合わせて満3歳からとなっておりますので、原則、入園許可があって幼稚園に入園する児童はすべて無償化の対象となります。（プレ保育等は除く）

学年齢（クラス）	生 年 月 日
満3歳	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日 （令和7年度中に満3歳となり幼稚園を利用する場合）
3歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
4歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日
5歳児	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日

②幼稚園預かり保育・一時預かり事業等、認可外保育施設、ファミリーサポートセンター事業、病児保育事業、企業主導型保育事業、児童発達支援施設

(1) 3歳児から5歳児で「保育の必要性の認定」を受けている世帯 〔施設等利用給付認定2号認定〕

学年齢（クラス）	生 年 月 日
3歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
4歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日
5歳児	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日

(2) 0歳児から2歳児で住民税が非課税の世帯かつ「保育の必要性の認定」を受けている世帯 〔施設等利用給付認定3号認定〕

学年齢（クラス）	生 年 月 日
0歳児	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日
1歳児	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
2歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日

認可保育所等・認定こども園・幼稚園（一部例外あり※1）に在籍している場合は、**対象外**です。

※1 通園する幼稚園の開所について、年間200日未満・1日8時間未満の場合は対象となります。

※『保育の必要性の認定』については、5ページに説明があります。

2. なにが無償になるの？

2-① 保育料について

対象となる児童すべてにおいて『保育料』に当たる部分が『0（ゼロ）円』となります。
※ただし、幼稚園（私学助成）の場合は月額上限額25,700円（※1）の範囲になりますので、保育料及び入園料の月割額の合計が月額25,700円を超える幼稚園については、差額分を保護者が負担することになります。

通園送迎費	保護者負担
食材料費	
行事費	
施設管理費	
保育料	無償化対象

※1 幼稚園（私学助成）の年間保育料は、全国平均：308,000円とされており、1年間（12か月）で割った金額から月額上限額は25,700円となっています。

『通園送迎費』『食材料費（※2）』『行事費』『施設管理費』等の保育料以外の費用は、保護者の負担となります。

※2 食材料費については、条件付きで一部補助対象となります。
詳細については、4ページ「2-④副食費について（幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）」をご覧ください。

2-② 幼稚園預かり保育について

園・施設等に支払った利用料と上限額を比較し、低い額が補助されます。

上限額は日額450円×利用日数（最大で月額上限額：11,300円（2号）、16,300円（3号））です。

2-③ 一時預かり事業等について

町内においては、以下の施設が無償化の対象となります。

事業名	施設名	連絡先
一時預かり事業	さむかわ保育園	0467（75）0134
	旭保育園	0467（75）0773
	一之宮愛児園	0467（75）0729
	寒川湘南保育園	0467（75）9100
ファミリーサポートセンター事業	寒川町ファミリーサポートセンター	0467（75）7050
認可外保育施設	キッズライン（中元琴絵）	090（5107）2854
病児保育事業	【該当施設なし】	—

※無償化の対象となる認可外保育施設等は都道府県に届出を提出し、国が定める認可外保育施設の指導監督基準（監督の基準）を満たすことが必要です。

※ファミリーサポートセンター事業については、送迎のみの利用は対象外です。

※複数の施設を併用することができますが、月額上限額は37,000円（2号）、42,000円（3号）となります。

2-④ 副食費について（幼稚園・認定こども園（幼稚園部分））

『食材料費のうち副食費（おかず・牛乳・おやつ等）』にあたる部分について、下記の条件に当てはまる児童については、免除対象となります。

副食費免除対象者

1. 世帯年収360万円未満相当の児童
2. 第3子以降の児童（小学校3年生以下の兄弟から数えて3人目以降になる児童）

※副食費を支払うのは・・・

- ①世帯年収360万円以上相当の児童
 - ②兄弟が小学校3年生以下に2人以上いない児童
- ということになります。

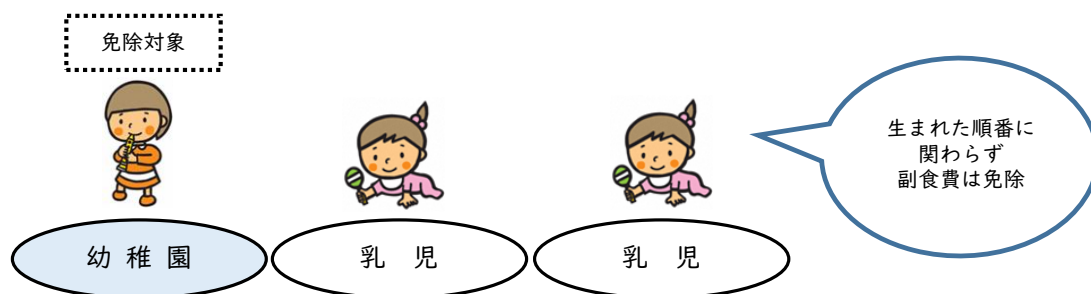
副食費免除対象者には、令和7年3月末（4月から8月分までの分）
と令和7年8月末（9月から翌年3月までの分）に通知します。

【たとえば・・・】

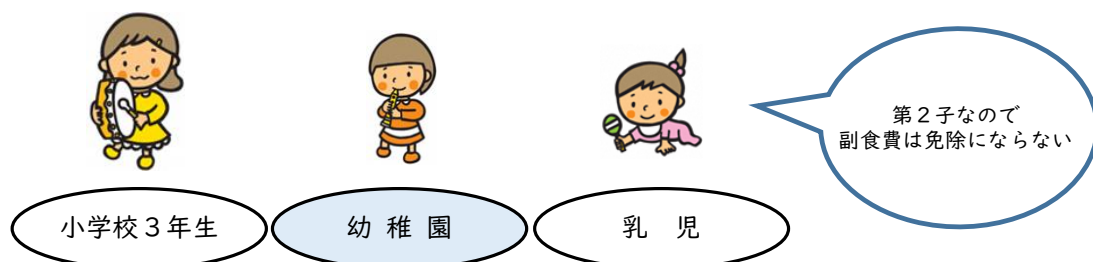
A. 世帯年収500万円



B. 世帯年収350万円



C. 世帯年収650万円



3. 保育の必要性とは？

保護者等が、以下のような状況により保育を必要とする場合に、町が保育の必要性を認定します。

保育の必要性	必要性の詳細	認定期間
就労	月64時間以上の就労をしている場合	就学前まで
妊娠・出産	切迫早産等により認定期間より前に保育の必要性が生じた場合は、診断書の提出が必要	産前休暇開始日が属する月初から産後休暇終了日の翌日が属する月末まで
疾病・障がい	保護者が負傷しているもしくは疾病がある、または、身体・精神等に障がいを有しており保育が困難な場合	療養の必要がなくなった日が含まれる月の月末まで
介護・看護	同居している親族に、長期にわたって疾病や身体・精神等に障がいを有している人がいるため、保護者が常時介護・看護を行っている場合 ※長期入院している場合も含まれます	介護・看護の必要がなくなった日が含まれる月の月末まで
災害復旧	火災・風水害・地震により、家を失ったり破損した等により、保護者が災害復旧にあたる場合	災害による被害の復旧が完了した日が含まれる月の月末まで
求職活動	求職活動中（起業準備含む）	認定開始日から起算して90日目が属する月の末日までの期間
就学	＊学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校、第134条第1項に規定する各種学校その他これらの準ずる教育施設に在学している場合 ＊職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する「公共職業能力開発施設」において行う職業訓練もしくは第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練もしくは職業訓練」または「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けている場合	通学期間中
育児休業	育児休業取得時に、既に施設等を利用している児童がおり、継続利用が必要であると認められる場合	育児休業を取得している児童が1歳到達する前月末まで
虐待・DV	虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）の可能性があり、家庭で保育が困難な場合	保育が必要と認められる期間

保育の必要性の要件が変わる際は、そのたびに町保育幼稚園課への届け出が必要です。
届け出なく要件を変更していた場合や虚偽の申請があった場合は、
補助額を返金していただく場合がありますのでご注意ください。

4. 無償化の制度を利用するために必要なこと

4-① 給付認定申請について

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を利用する際には『1号認定』を受ける必要があります、預かり保育の一部補助を利用する際には『2号認定・3号認定（非課税世帯のみ対象）』を受ける必要があります。

また、一時預かり事業等を利用する際にも同様に『2号認定・3号認定（非課税世帯のみ対象）』を受ける必要があります。

※**利用を開始する前**に、町保育幼稚園課に申請し、認定を受けてください。認定を受ける前に利用した分については、無償化の対象とはなりませんので、ご注意ください。

※認定に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことをご確認のうえ、提出してください。（提出した書類は返却できません。）

なお、幼稚園等を経由して町保育幼稚園課に提出する場合は、個人情報保護のため **封入・封緘**のうえでご提出ください。

※**すべての書類が整ってから認定となります**ので、足りない書類がないか等、下の表をご確認ください。

全員が提出する書類

☐ 給付認定申請書	1号認定… 表面のみ記入してください 2号、3号認定… 両面記入してください
☐ 本人確認書類	8ページを確認のうえ、用意してください

2号認定・3号認定を受ける場合に、追加で提出する書類

☐ 保育の必要性を証明する書類	次の表を確認のうえ、用意してください
--	--------------------

書類名称		内 容		備 考
要件を証明する書類	就 労	就労・復職・産前産後休暇・育児休業の取得状況の確認に使用します		会社員・公務員 派遣社員・パート等
		就労状況の確認に使用します ※添付書類必須（未提出の場合は減点となります） 自営中心者：A 1点・B 1点以上 ※片方のみは認めません 自営協力者：B 1点以上		自営業・個人事業主 自営補助
		A 会 確 社 認 等 で の き 運 営 書 類	☐ 税務署に提出する開業の届出書 ☐ 営業許可証 ☐ 登記簿謄本 ☐ パンフレット・チラシ・ホームページ ☐ 事業所名が印字された公共料金領収書 ☐ 事業所名義の賃貸借契約書 ☐ その他、上記に代わるもの	
		B 継続して働いていることが分かる書類（3か月分）		
		自営中心者	自営協力者	
タイムスケジュール表 （※任意書式可）		☐ 仕入伝票 ☐ 請求書・領収書 ☐ 請負契約書 ☐ 給与明細書 ☐ 報酬の記録 等	☐ 給与明細書 ☐ 出勤の記録 ☐ その他 （上記に代わるもの）	
ダブルワークや自営業もしくは内職等で、就労時間が固定ではない、もしくは分散する場合に上記の書類と併せて提出してください。 ※書式は任意（町保育幼稚園課窓口でもお配りしています。）				

★マークのあるものは写しをご提出ください

書類名称		内 容	備 考
要件を証明する書類	妊娠・出産	★母子健康手帳 出産予定日等の確認に使用しますので、表紙と出産予定日が記載されているページの写しを提出してください。 ※認定後も出産予定がある時は提出が必要です	母子健康手帳の写し ※寒川町母子健康手帳は表紙と4ページの写しを添付
		診断書 もしくは母性健康管理指導事項連絡カード 妊娠・出産を事由とした入院や療養の必要がある場合は提出してください。 ※切迫早産等で認定期間より前に保育を必要とする場合は必須	
	疾病・障がい	★各種手帳 もしくは受給者証 障がい内容の確認に使用します。	各種手帳もしくは各種受給者証等の写し 入院計画書や通院状況を確認するため医療費領収書等写しの提出を依頼することがあります。
		診断書 疾病状況等の確認に使用します。 「保育が必要である理由」の記載が必要です。 (診断内容のみの診断書は不可)	
	介護看護	⑥介護(看護)申立書 介護が必要な状況の確認に使用します。	
		タイムスケジュール表 (※任意書式可) 介護・看護に携わる時間等の確認に使用します。	
	就学	★学生証 もしくは入学許可証等 就学状況の確認に使用します。	入学許可証の写し 学生証の写し 講義スケジュール 等
		タイムスケジュール表 (※任意書式可) 講義スケジュールにより認定時間が変わりますので、必ず時間割りや受講時間の分かる書類をご提出ください。	
	求職活動	①給付認定申請書の裏面 要件に該当する場合は申請書裏面の求職活動者欄にご署名ください。	
	その他	状況を証明する書類 災害復旧に当たっていること、児童虐待が行われている（行われるおそれがある）またはDVによりお子さんの保育を行うことが困難であることの確認に使用します。	

上記の必要書類の他、状況によって追加で書類提出のお願いや確認のご連絡をさせていただく場合があります。

〇●〇 申請にかかる注意点 〇●〇

保育の必要性を証明する書類等の提出がない場合は、2号・3号等の認定はできません。
申請に必要なすべての書類の提出が完了した段階で、認定をすることができます。
また、A. 申請書等すべての書類の提出が完了した日
B. 保育を必要とする事由が発生する日(就労開始日等)
A・Bのうち**遅い方の年月日からの認定開始**となります。
遡っての申請および認定はできませんので、保育を必要とする事由が発生する前に申請するようにしてください。

就労証明書等の決められた書式(書式名に番号が振られているもの)については、寒川町のホームページより印刷できます。 ※町保育幼稚園課窓口でもお配りしています。

保育の要件に変更が生じる場合は、必ずご連絡ください。

月64時間以上の就労が確認できない月に関しましては、幼稚園預かり保育料補助の対象とならない場合があります。

その他ご不明な点がございましたら、町保育幼稚園課へお問い合わせください。

4-② マイナンバーの提出について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、「給付認定申請書」に、個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。

「給付認定申請書」を提出の際は、マイナンバーを記載していただくとともに、本人確認に係る「番号確認」と「身元確認」が必要となりますので、次の書類を窓口にご持参いただきますようお願いいたします。

必要なもの	
☐ 番号確認書類	申請児童及び申請を行う保護者
☐ 身元確認書類	申請を行う保護者

● 確認書類とは

①番号確認書類	いずれか1点	
	* マイナンバーカード（裏面） * 通知カード * マイナンバーが記載された住民票の写し（または住民票記載事項証明書）	
②身元確認書類	いずれか1点で可能なもの（顔写真付きの公的証明書）	
	* マイナンバーカード（表面） * パスポート * 運転免許証 * 在留カード	* 身体障害者手帳 * 療育手帳 * 精神障害者保健福祉手帳 等
	いずれか2点必要なもの（A 2点またはA 1点+B 1点）	
	A 顔写真なしの公的証明書 ※『氏名』『生年月日』『住所』の記載があるもの	B 顔写真付きの証明書 ※ 顔写真の掲載があるもの
	* 保険証 * 印鑑登録証明書 * 児童扶養手当証書 * 特別児童扶養手当証書	* 年金手帳 * 学生証 * 法人が発行した証明書 * 公的機関発行の資格証明書 等

● 提出の際の注意点 ●

施設経由での申請の際は『給付認定申請書』『本人確認書類の写し』等を申請書類と共に封筒に入れ、しっかり封をして提出してください。

町保育幼稚園課の窓口にご提出の際は、封入・封緘は必要ありません。

5. 預かり保育等の無償化給付費の請求について

「保育の必要性の認定」（施設等利用給付認定（2号・3号））を受けた児童が幼稚園・認定こども園等の預かり保育事業や認可外保育施設・一時預かり事業・ファミリーサポートセンター事業等を利用した際に支払った利用料について利用実態に応じた額を給付します。

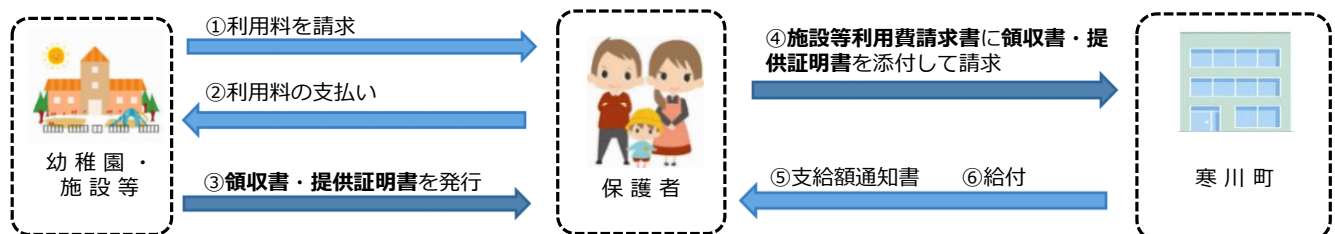
● 幼稚園預かり保育の場合

1. 幼稚園預かり保育を利用後、利用料は**施設にお支払いください**。利用料をお支払いいただくと、施設から領収書（兼提供証明書）を渡されます。払い戻しの手続きに必要な書類となります。
2. 次のものを持って、**町保育幼稚園課**にて払い戻しの手続きをしてください。
 - ① 領収書（兼提供証明書）※利用施設から渡されたもの
 - ② 施設等利用給付認定通知書
 - ③ 振込口座指定届（※初回申請時必須。以後は振込先を変更したい時に提出）
※マイナンバー公金受取口座を希望の場合は提出不要
 - ④ 施設等利用費給付請求書 ※書式はホームページよりダウンロードするか、町保育幼稚園課窓口でお受け取りください。
3. 審査後、支給決定された給付金が指定の口座に町保育幼稚園課から振り込まれます。

● 一時預かり事業等の場合

1. 利用を希望する施設が**無償化対象施設であるかを確認**してください。
（無償化対象施設ではない施設については、利用料の**払い戻しはできません**。）
2. 一時預かり事業等を利用後、利用料は**利用した施設等にお支払いください**。利用料をお支払いいただくと、施設から領収書（兼提供証明書）を渡されます。払い戻しの手続きに必要な書類となります。
3. 次のものを持って、**町保育幼稚園課**にて払い戻しの手続きをしてください。
 - ① 領収書（兼提供証明書）※利用施設から渡されたもの
 - ② 施設等利用給付認定通知書
 - ③ 振込口座指定届（※初回申請時必須。以後は振込先を変更したい時に提出）
※マイナンバー公金受取口座を希望の場合は提出不要
 - ④ 施設等利用費給付請求書 ※書式はホームページよりダウンロードするか、町保育幼稚園課窓口でお受け取りください。
4. 審査後、支給決定された給付金が指定の口座に町保育幼稚園課から振り込まれます。

【 利用料補助イメージ（償還払い） 】



利用料払い戻しの請求可能期間は、**利用した月の翌月1日から2年間**です。
請求可能期間の最終日が**閉庁日の場合は翌開庁日**となります。

- 例 パターン①令和7年4月1日から令和7年4月30日の利用分
請求可能期間：令和9年4月30日
パターン②令和7年7月1日から令和7年7月31日の利用分
請求可能期間：令和9年8月2日（※令和9年7月31日が土曜日のため）

6. Question & Answer

1. 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を利用開始後、寒川町外へ転出する場合は、どのような手続きが必要ですか？

利用をやめる場合・・・『給付認定取消申請書』および『支給認定証（交付を受けていた場合）』を町保育幼稚園課へ提出および返還してください。

利用を続ける場合・・・『給付認定取消申請書』および『支給認定証（交付を受けていた場合）』を町保育幼稚園課へ提出および返還してください。その後、速やかに転入した市区町村で新たに認定を受ければ、利用を続けることができます。

2. 幼稚園（私学助成）を利用しており、保育の必要性の認定（2号）を受けていましたが、退職をしました。どのような手続きが必要ですか？

再就職をしない場合・・・『給付認定申請書』を保育幼稚園課へ提出し、1号認定へ変更する必要があります。

求職活動後再就職する予定の場合・・・『給付認定申請書』町保育幼稚園課へ提出し、保育の必要性を『就労』から『求職活動』へ変更する必要があります。
ただし、『求職活動』での認定は児童1人につき原則1回のみとなります。

3. 利用料（保育料）以外の費用も無償化の対象ですか？

利用料（保育料）以外の実費は無償化の対象外となるため負担していただきます。

例えば・・・『通園送迎費』『食材料費』『教材費』および『行事費』等の実費負担部分や、施設整備等のための費用は負担していただくことになります。入園・通園にかかるの費用の詳細については、直接、施設に確認したうえでお申し込みください。

4. 幼稚園預かり保育の払い戻しは毎月手続きが必要ですか？

まとめて払い戻しの手続きをしていただけます。

ただし、**利用した月の翌月1日から2年間が払い戻し申請可能期間となります**ので（以降はいかなる理由があっても払い戻しできません。）お忘れのないように払い戻し申請をお願いいたします。

※払い戻し申請可能期間について個別に通知等はいたしません。

※払い戻し申請可能期間終了日が閉庁日の時は**翌開庁日**が払い戻し申請可能期間終了日となります。

5. 副食費（幼稚園・認定こども園（幼稚園部分））はどのような方法で免除されますか？

幼稚園（施設型給付）、認定こども園（幼稚園部分）の場合

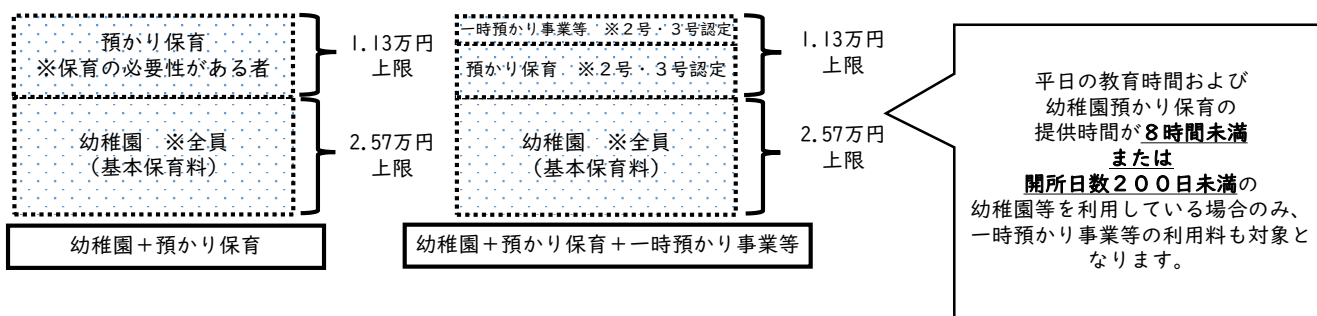
副食費対象分を町から直接幼稚園に支払います。
幼稚園から請求される主食分のみ、幼稚園にお支払いください。

幼稚園（私学助成）の場合

1. 副食費対象分についても主食分と併せて、直接幼稚園にお支払いください。
お支払いいただくと、施設から領収書（兼提供証明書）を渡されます。払い戻しの手続きに必要な書類となります。
2. 次のものを持って、町保育幼稚園課にて払い戻しの手続きをしてください。
 - ① 領収書（兼提供証明書）※利用施設から渡されたもの
 - ② 副食費徴収免除のお知らせ
 - ③ 振込口座指定届（※初回申請時必須。以後は振込先を変更したい時に提出）
3. 審査後、支給決定された給付金が指定の口座に町保育幼稚園課から振り込まれます。

6. 幼稚園に入園していますが、長期休暇中等に他施設の一時預かり事業等を利用する場合も無償化の対象になりますか？

通園する幼稚園が平日8時間未満（教育時間を含む）または年間200日未満の開所の場合かつ2号・3号認定を受けている場合には、幼稚園預かり保育に係る補助額の上限額から幼稚園預かり保育の補助額を差し引いた残額を上限として、一時預かり事業等の利用料も補助の対象となります。



※寒川町内には一時預かり事業等を併用できる幼稚園はありません。



「高座」のこころ。
 **寒川町**

学び育成部
保育幼稚園課 保育幼稚園担当
電話：0467-74-1111



寒川町LINE公式アカウント